二　老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームＡ型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームＢ型を除く。）であって、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。以下同じ。）を行うもの

三　有料老人ホームであって、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業を行うもの

四　（略）

（法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業）

第七条　法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　老人福祉法第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設であって、次に掲げるものを整備する事業

イ～ト　（略）

チ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項に規定する特別豪雪地帯において整備されるもの

六・七　（略）

第八条～第十条　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第七項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七十二条第三項に規定する交付金の交付）	（法第七十二条第三項に規定する交付金の交付）
第十一条　法第七十二条第三項に規定する交付金は、算定政令第四条第七項に規定する都道府県に対し、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額を交付する。	**第十一条**　法第七十二条第三項に規定する交付金は、算定政令第四条第七項に規定する都道府県に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。
一　被保険者の健康の保持増進に係る事業（次号において「健康保持増進事業」という。）に要する費用に応じて交付される部分　当該事業に要する費用の額	
二　健康保持増進事業に関する状況を示す指標に応じて交付される部分　当該健康保持増進事業に関する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額	
三　前二号に規定する部分以外の部分　算定政令第四条第七項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。